

令和3年度（2021年度）八王子市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要項

- 1 この要項は、令和3年度（2021年度）八王子市立小・中学校及び義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択のための教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）及び校種別調査部会（以下「調査部会」という。）の設置、組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 資料作成委員会は、教育委員会が行う教科用図書の採択に必要な事項について調査研究し、その結果を教育委員会に報告する。
- 3 資料作成委員会の構成と任務は、次のとおりとする。
 - (1) 資料作成委員会の委員は、次に掲げる者により構成し、教育委員会が委嘱する。
 - ア 特別支援学級（知的固定）設置校校長及び副校長 小・中学校（義務教育学校を含む。）各1名（調査部会の部長及び副部長とする。）
 - イ 特別支援学級（知的固定）担当教員 各校1名
 - ウ 専門性を有する者 1名
 - エ 保護者代表 2名以内
(小・中学校（義務教育学校を含む。）の保護者 各1名とする。)
 - (2) 資料作成委員会には、委員長1名及び副委員長3名をおき、教育委員会が委嘱する。
 - ア 委員長は、資料作成委員会を代表し、会議の司会及び進行を行う。
 - イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これに代わる。
 - (3) 資料作成委員の任期は委嘱の日から当該年度の8月 31 日までとする。
 - (4) 資料作成委員会には、専門的事項を調査研究するために、調査部会を置き、資料作成委員会は、調査研究結果の報告を調査部会に求めることができる。

- (5) 資料作成委員会は、調査部会の調査研究結果及び教科書センター等におけるアンケートを参考に選定資料の検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- (6) 資料作成委員会は、調査部会の報告がなお不十分と思われるときは、これを差し戻して、改めて報告を求めることができる。
- (7) 資料作成委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査研究事項の説明を行う。

4 調査部会の構成と任務は、次のとおりとする。

- (1) 調査部会は、小・中学校（義務教育学校を含む。）の部会ごとに校長及び副校長各1名並びに調査部会委員（特別支援学級（知的固定）担当教員）各校1名で構成する。
- (2) 調査部会委員は、各学校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。
- (3) 調査部会委員は、教職5年以上かつ特別支援学級担当教員を3年以上経験した者で、特別支援学級における指導についての高い専門性と識見を有する者又は校長がその専門性を踏まえ推薦する者とする。
- (4) 資料作成委員会は、4の（1）の外に高い専門性と識見を有する教職員以外の者を必要と認めるときは、教育委員会が委嘱し、調査部会に加えることができる。
- (5) 調査部会には、部長及び副部長を各1名おき、教育委員会が委嘱する。部長及び副部長は、資料作成委員会の部員を兼ねる。
 - ア 部長は、調査部会を代表し、会議の司会及び進行を行う。
 - イ 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時は、これに代わる。
- (6) 調査部会は、校種ごとにすべての教科用図書を調査研究し、資料作成委員会からの求めに応じてその結果を報告する。
- (7) 資料作成委員会は、特別支援学級（知的固定）設置校が行った教科用図書の調査研究について報告を求めることができる。

5 教科用図書が採択されるまでの間、資料作成委員会及び調査部会の構成員並びに採択及び選定に関する検討内容は、すべて非公開とする。資料作成委員会委員及び調査部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 その他

- (1) 資料作成委員会の招集は、教育委員会又は資料作成委員会委員長が行う。
- (2) 調査部会の招集は、資料作成委員会委員長又は調査部会部長が行う。
- (3) 本要項で述べている報告は、文書によるものとする。
- (4) 資料作成委員会委員及び調査部会部員には、次に該当する者を除く。
 - ア 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにその配偶者及び三親等内の親族
 - イ 顧問、参与、嘱託等のいかなる名称によるかを問わず、事実上教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
 - ウ 教科用図書及び教師用指導書の著作者（事実上著作に参加し、また、協力した者を含む。）
 - エ 前項の著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者
 - オ 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員
 - カ 過去において特定の教科用図書の宣伝普及に務めた者

附 則

この要項は、令和2年（2020年）4月22日から施行する。